

条件付一般競争入札公告

令和8年3月10日

岩手県知事 達増 拓也

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 交通管制センター及び交通信号機等保守点検業務委託
- (2) 仕様等 入札説明書の中の仕様書による
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託の場所 盛岡市内丸3番40号 岩手県警察本部交通管制センター 他
- (5) 入札方法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に示す要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 4に定める入札参加申込書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) (3)の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止措置基準（平成12年3月30日出総第24号）及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていない者であること。
- (5) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 岩手県内に主たる事務所又は営業所を有し、令和3年4月1日以降に元請けとして、次のいずれかの実績を有すること。
 - ア 交通管制センター及び交通信号機等保守点検業務委託（交通信号制御機の点検整備・定数設定（定数変更を含む。）の業務を含むものに限る。）
 - イ 管制機器や交通信号制御機関連工事（設置工事、端末更新工事、現示改良工事の施工に限る。）

3 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等

- (1) 岩手県盛岡市内丸3番40号 盛岡東警察署9階
岩手県警察本部交通部交通規制課
電話 019-653-0110
- (2) 入札説明書の交付期間
令和8年3月10日（火）から令和8年3月17日（火）までの午前9時30分から午後

- 5時までの間（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。）
- 4 入札参加申込書の提出等
- 入札参加者は、入札参加申込書に入札説明書に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- (1) 入札参加申込書の提出
- ア 提出場所
3(1)に同じ
- イ 提出期日
令和8年3月17日（火）午後5時まで
- (2) 提出書類に関する説明
入札参加申込書を提出した者は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (3) 入札参加者決定通知
審査後決定し、速やかに通知する。
- (4) その他
- ア 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された書類は返却しない。
- 5 入札及び開札の場所及び日時
- 令和8年3月24日（火） 午後3時
岩手県盛岡市内丸3番40号 盛岡東警察署9階
岩手県警察本部交通部交通規制課 閲覧室
- 6 入札保証金に関する事項
- 入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県庁出納局会計課出納担当に納付しなければならない。ただし、入札参加者が令和7・8・9年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿中、設備の保守管理（電気・通信設備）に登録されている者は、免除とする。また、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部を納付を免除する。
- 7 その他
- (1) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札の参加資格のない者のした入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 委託業務手続の停止
令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (6) 入札に関する照会先
3(1)に同じ
- (7) その他
詳細については、入札説明書による。